

令和 7 年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・ 地方消費税交付金 350,306 千円 内 社会保障財源化分 206,010 千円

（歳出）

・ 社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 2,242,758 千円

（単位：千円）

款名称	項名称	目名称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国 県 支 出 金	そ の 他	社 会 保 障 財 源 化 分 地 方 消 費 税 交 付 金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	48,000	23,050	0	4,605	20,345
		6 障害者福祉費	1,305,778	963,685	0	124,645	217,448
	2 児童福祉費	2 保育所運営費	676,654	485,234	120	58,870	132,430
		6 子ども医療費	58,230	26,172	13,400	5,518	13,140
		7 ひとり親家庭 等医療費	27,175	12,850	0	2,579	11,746
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	56,406	2,078	34,188	3,571	16,569
		3 予防費	70,515	85	0	6,222	64,208
合 計			2,242,758	1,513,154	47,708	206,010	475,886